

別添 4 - 1 技術者資格区分対応表

(2019・2020年度 県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引きより)

別表 5 資格区分コード

コード	資格区分	建設工事の種類															
		土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防
001	法第7条第2号イ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
002	法第7条第2号ロ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	△	△		△	△	△	△						△			
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)			△					△	△	△	△	△		△	△	
建設業法	111	1級 建設機械施工技士	◎		◎				◎								
	212	2級 " (第1種~第6種)	○		○				○								
	113	1級 土木施工管理技士	◎		◎			◎	◎	◎						◎	
	214	2級 " (土木)	○		○				○	○	○					○	
	215	2級 " (鋼構造物塗装)									○						
	216	2級 " (薬液注入)			○												
	120	1級 建築施工管理技士		◎	◎			◎		◎	◎						
	221	2級 " (建築)		○													
	222	2級 " (躯体)			○			○									
	223	2級 " (仕上げ)									○	○					
	127	1級 電気工事施工管理技士				◎											
	228	2級 "				○											
	129	1級 管工事施工管理技士					◎										
	230	2級 "					○										
	131	1級 電気通信工事施工管理技士											◎				
	232	2級 電気通信工事施工管理技士											○				
	133	1級 造園施工管理技士												◎			
	234	2級 "												○			
	建築士法	137	一級 建築士		◎				◎								
		238	二級 "		○												
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	◎		◎	◎			◎	◎				◎			
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎		◎	◎		◎	◎	◎				◎			
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎		◎												
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)				◎						◎					
	145	機械・総合技術監理(機械)										◎					
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(「流体工学」又は「熱工学」)					◎					◎					
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)					◎									◎	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)					◎								◎	◎	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎		◎					◎							
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)													◎		
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎		◎										◎		
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)					◎										
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)					◎									◎	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)					◎									◎	
電気工事士法	155	第一種 電気工事士				○											
	256	第二種 " (3年)				○											

コード	資格区分	建設工事の種類																
		土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道	消防	
電気事業法	258	電気主任技術者（第一種～第三種）（5年）				○												
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者（5年）											○					
水道法	265	給水装置工事主任技術者（1年）				○												
消防法	168	甲種消防設備士																○
	169	乙種 〃																○
職業能力開発促進法	164	1級型枠施工			○													
	264	2級型枠施工（3年）			○													
	157	1級とび・とび工			○													
	257	2級とび・とび工（3年）			○													
	173	1級コンクリート圧送施工			○													
	273	2級コンクリート圧送施工（3年）			○													
	166	1級ウェルポイント施工			○													
	266	2級ウェルポイント施工（3年）			○													
	174	1級冷凍空調和機器施工・空調和設備配管				○												
	274	2級冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（3年）				○												
	175	1級給排水衛生設備配管				○												
	275	2級給排水衛生設備配管（3年）				○												
	176	1級配管・配管工				○												
	276	2級配管・配管工（3年）				○												
	170	1級建築板金「ダクト板金作業」				○												
	270	2級建築板金「ダクト板金作業」（3年）				○												
	181	1級鉄工・製罐					○											
	281	2級鉄工・製罐（3年）					○											
	188	1級塗装・木工塗装・木工塗装工								○								
	288	2級塗装・木工塗装・木工塗装工（3年）								○								
	189	1級建築塗装・建築塗装工								○								
	289	2級建築塗装・建築塗装工（3年）								○								
	190	1級金属塗装・金属塗装工								○								
	290	2級金属塗装・金属塗装工（3年）								○								
	191	1級噴霧塗装								○								
	291	2級噴霧塗装（3年）								○								
	167	路面標示施工								○								
	196	1級造園												○				
	296	2級造園（3年）												○				
	197	1級防水施工									○							
	297	2級防水施工（3年）									○							
	198	1級さく井															○	
	298	2級さく井（3年）															○	
	061	地すべり防止工事（1年）			○													
	040	基礎ぐい工事			○													
	064	登録基幹技能者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

- 備考 1 「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。  
2 「◎」は指定業種（5業種）の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当。  
3 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当す

る者となるために必要な実務経験の年数である。

- 4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
- 5 登録基幹技能者は、別表5-2の対応する工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。

### 別表5-2 登録基幹技能者の対応表

※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別表5において対応する建設工事の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登録造園基幹技能者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登録防水基幹技能者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録プレストレストコンクリート工事 基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録建築板金基幹技能者	しゅんせつ
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	電気
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防